

令和2年3月3日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成30年(仮)第4号 公文書一部非開示処分取消等請求事件（以下「第1事件」という。）

平成30年(仮)第8号 公文書非開示決定取消等請求事件（以下「第2事件」という。）

5 口頭弁論終結日 令和元年12月3日

判 決

山梨県北杜市小淵沢町10060番地1067

フォーシーズン八ヶ岳高原701

原 告 野 中 真理子

10 同訴訟代理人弁護士 村 本 道 夫

山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

被 告 北 杜 市

同代表者市長 渡 辺 英 子

同訴訟代理人弁護士 細 田 浩

15 主 文

1 北杜市長が平成30年4月25日付けで原告に対してした公文書一部開示決定（北杜須総第24号）のうち、別紙目録1記載の各文書を非開示とした部分をいずれも取り消す。

2 北杜市長は、原告に対し、別紙目録1記載の各文書を開示する旨の決定をせよ。

20 3 第2事件の訴えを却下する。

4 訴訟費用中、第1事件で生じたものは被告の負担とし、第2事件で生じたものは原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

25 (第1事件)

主文1項及び2項と同旨

(第2事件)

- 1 北杜市長が平成30年11月2日付けで原告に対しても公文書非開示決定（北杜須総第167号及び同168号）を、いずれも取り消す。
- 2 北杜市長は、原告に対し、別紙目録2記載の各情報を開示する旨の決定をせよ。
- 3 北杜市長が令和元年8月21日付け及び同年9月20日付けで原告に対してした決定（北杜須総第123-1号及び同第123-4号）を、いずれも取り消す。

第2 事案の概要

第1事件は、原告が、北杜市情報公開条例（平成16年北杜市条例第12号、以下「本件条例」という。）に基づき、北杜市長に対し、平成29年度の増富地方創生推進交付金事業（以下、増富地方創生推進交付金事業のことを「本件事業」という。）について被告が作成又は取得して保有しているメールを含む文書の開示を請求したところ、同市長が、平成30年4月25日付け北杜須総第24号でした公文書一部開示決定（以下「本件決定1」という。）において、別紙目録1記載の各文書（別紙目録1記載1の文書を「本件文書1」、同記載2の文書を「本件文書2」、同記載3の文書を「本件文書3」という。）を開示しなかったのは違法であると主張して、被告に対し、①本件決定1の取消しを求めるとともに、②本件文書1ないし3の開示の義務付けを求める事案である。

第2事件は、原告が、本件条例に基づき、北杜市長に対し、別紙目録2記載の各文書（本件文書1及び2）の開示を請求したところ、同市長が、平成30年11月2日付け北杜須総第167号及び同第168号でした非開示決定（以下、両決定を併せて「本件決定2」という。）は違法であると主張して、被告に対し、①本件決定2の取消しを求めるとともに、②別紙目録2記載の各文書の開示の義務付けを求め、さらに、同市長が令和元年8月21日付け北杜須総第123-1号でした本件決定2を取り消す決定（以下「本件決定3」という。）及び同年9月20日付け北杜須総第123-4号でした同年8月21日付け北杜須総第123

－ 3 号の本件文書 2 に係る開示決定を取り消す決定(以下「本件決定 5」という。)

が違法であると主張して、③本件決定 3 及び 5 の取消しを求める事案である。

1 前提事実(争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

5 (1) 当事者等(争いがない。)

ア 原告は、被告の市議会議員である。

イ 被告は、地域再生法 5 条 4 項 1 号による「増富地域再生計画」を作成して地方創生交付金を申請し、平成 28 年 8 月 2 日、同地域再生計画が認定され、平成 28 年度第 1 回の地方創生推進交付金の交付対象事業(本件事業)に決定され、平成 29 年度も引き続き継続事業とされた。

10 ウ 本件事業は、被告が、増富地域再生協議会(以下「再生協議会」という。)との間で委託契約を締結し、再生協議会に対し、委託料を支払って実施されることとなった。

再生協議会は、規約によって、増富地域委員、増富ラジウム峡観光協会、N P O 法人及び北杜市役所を代表する者によって組織され、北杜市役所を代表する者が監事に選任されていた。

エ 再生協議会は、平成 29 年 9 月中旬、臨時総会(以下「本件臨時総会」という。)を開催し、本件事業の中止を決定した。

20 (2) 条例等の定め

ア 本件条例(甲 A 1, B 1)

(ア) 1 条

日本国憲法の保障する地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより被告が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、もって市民の的確な理解と批判の下に公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。

(イ) 2条2項

同条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（ただし、民俗資料館その他の施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別な管理をしているもの及び図書館その他の施設において一般的の利用に供することを目的として保有するものは除く。）をいう。

5

10

(ウ) 3条

同条各号に掲げるもの（被告の区域内に住所を有する者等）は、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

(エ) 4条

3条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、実施機関に対して、開示請求書を提出してしなければならない。

15

(オ) 5条

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に同条各号に掲げる情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

20

a 同条2号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお

25

個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、当該個人が公務員等（地方公務員法2条に規定する地方公務員等）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分を除く（同号ウ）。

- 10 b 同条3号ア 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
- c 同条6号 被告の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、下記のアないしオに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

記

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

5 (カ) 6条

実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。

10 (キ) 9条2項

実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

15 イ 北杜市文書管理規程（甲B28）

(ア) 16条1項

すべて事案の処理は、文書により行うものとする。

(イ) 同条2項

特に重要な事案を処理しようとするときは、あらかじめ決裁権限を有する者の処理方針を確認の上起案するものとする。

20 (3) 本件決定1

原告は、平成30年4月12日、本件条例の実施機関である北杜市長に対し、本件条例に基づき、公文書の名称を「平成29年度の増富地方創生推進交付金事業について、市が作成または取得して保有している、増富地域再生協議会、市、県及び国に係わる、当該事業中止に至る経緯や理由及びこれに関連する事項が記載されている文書（メールを含む）」として開示請求を行ったところ、北

杜市長は、同月 25 日、北杜須総第 24 号で、公文書の一部を開示するとともに、開示しない部分を「個人及び法人等に関する情報（印影、メールアドレス等）」、非公開とする根拠規定を本件条例 5 条 2 号及び 3 号ア、当該規定を適用する理由を「個人及び法人等に関する情報であって、公にすることにより、個人又は法人等の権利利益等を害するおそれがあるため」とする一部開示決定をして、開示決定の対象となった文書の写し（合計 105 枚）を原告に交付した（甲 A2、10）。

5 (4) 第 1 事件の提訴

原告は、平成 30 年 9 月 21 日に第 1 事件を提起し、本件決定 1 のうち、本件文書 1 及び 2 を非開示とした部分の取消しを求めるとともに、本件文書 1 及び 2 の開示の義務付けを求めた（顕著な事実）。

10 (5) 本件決定 2

原告は、平成 30 年 10 月 22 日、本件条例の実施機関である北杜市長に対し、本件条例に基づき、公文書の名称を本件文書 1 及び 2 として開示請求を行ったところ、北杜市長は、同年 11 月 2 日、北杜須総第 167 号及び同第 168 号で、本件文書 1 につき、非開示とする根拠規定を本件条例 5 条 3 号ア、当該規定を適用する理由を「公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」として、本件文書 2 につき、非開示とする根拠規定を本件条例 9 条 2 項、当該規定を適用する理由を「公文書を保有していないため」として、本件文書 1 及び 2 の開示をしない旨の非開示決定をし、これを原告に通知した（甲 B2 の 1・2）。

15 (6) 第 2 事件の提訴

原告は、平成 30 年 11 月 27 日に第 2 事件を提起し、本件決定 2 の取消しを求めるとともに、本件文書 1 及び本件文書 2 の開示の義務付けを求めた（顕著な事実）。

20 (7) 本件決定 3 ないし 6

北杜市長は、令和元年8月21日、原告に対し、北杜須総第123-1号で、
本件文書1につき、原告が既に本件文書1を取得しており、原告が知り得ている
情報となったことから、非開示とする理由がないことを理由として、本件文
書2につき、訴訟に係る事務の執行上、本件文書2を公文書として管理するに
至ったこと及び原告が既に本件文書2を取得しており、原告が知り得ている情
報となったことから、非開示とする理由がないことを理由として、本件決定2
を取り消すとの決定をし（本件決定3）、北杜須総第123-2号及び同第1
23-3号で、本件文書1及び2の全部を開示するとの決定をして、開示決定
の対象となった文書の写しを原告に交付した（甲B29、乙B3の1・2、4、
5。以下、本件決定4の1及び2といい、両者を併せて「本件決定4」という。）。

その後、北杜市長は、同年9月20日、原告に対し、北杜須総第123-4
号で、本件文書2につき、同年8月21日付け北杜須総第123-3号開示決
定（本件決定4の2）で漏れた公文書を追加し全て開示することを理由として、
同開示決定を取り消すとの決定をし（本件決定5）、北杜須総第123-5号
で、本件文書2の全部を開示するとして、開示決定をし（以下「本件決定6」
という。）、開示決定の対象となった文書の写しを原告に交付した（乙B6の1・
2、7）。

(8) 本件訴訟における請求等の追加

原告は、第1事件の令和元年9月3日の第6回口頭弁論期日において、本件
決定1における本件文書3を非開示とした部分の取消しを求めるとともに、本
件文書3の開示の義務付けを求めた。

原告は、第2事件の同年12月3日の第7回口頭弁論期日において、本件決
定3及び5の取消しを求める訴えを追加した。（顕著な事実）

2 争点及び争点に関する当事者の主張

【第2事件についての本案前の争点】

(1) 本件決定2の取消請求の適法性

5 (被告の主張)

原告は、本件文書1及び2を第三者から入手し証拠として提出している（甲B7の1ないし3, 9）。そこで、北杜市長は、本件文書1及び2を非開示にしておく意味がないので、原告に対し、令和元年8月21日、本件決定4を、同年9月20日、本件決定6をし、開示された文書は原告に交付された。

したがって、原告は、本件文書1及び2について、本件決定2の取消しを求める訴えの利益を有しないので、本件決定2の取消しを求める訴えは不適法であり却下すべきである。

10 (原告の主張)

行政事件訴訟法9条1項は、処分の取消しを求める法律上の利益を有する者について、「処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。」としている。

15 原告の法律上の利益は、所定の手続により請求に係る公文書を閲覧し又は写しの交付を受けることを求めることであるが、北杜市長は、本件文書1及び2が本件訴訟で書証として提出されていることを理由として、本件決定2の違法な取消しをしたにすぎず、北杜市長が本件決定2において非開示理由としていた点についての誤りを認めたものではないので、訴えの利益は存続している。

20 【第1事件及び第2事件に共通する本案の争点】

(2) 本件文書1についての非開示決定の違法性

(被告の主張)

ア 被告は、原告から平成30年2月27日付けで開示請求を受けた際には、本件文書1については、個人の行動記録、個人の意見（個人的な見解、偏った意見）、個人を非難する内容が全体にわたって数多く含まれており、被告ではその真偽を確認することができず、被告職員が取得した文書等であっても、組織的に共有する必要がないと判断し、被告では、公文書ではないとし

ていた。その後、平成30年度になり、被告の須玉総合支所長の人事異動があり、文書の引継ぎをする過程で、新旧支所長のほか、他の担当職員の間でも本件文書1を組織的に共用することとなった。そのため、原告からの同年4月12日付けの開示請求の際には、開示請求の対象文書である公文書として扱ったが、下記のとおりの非開示理由が存在したため、本件決定1においては不開示とした。

イ 本件条例5条3号ア該当性

本件文書1は、再生協議会内部で発生している問題に関する内容として、通常、他人に知られたくない個人情報である。また、再生協議会の関係者が、別件の民事訴訟において争っている中において、これを公にすることにより、再生協議会の権利利益等を害するおそれがあり、再生協議会の理事会において資料は外部に公表しないと決定された点も考慮すると、本件条例5条3号アの非開示理由に該当する。

ウ 本件条例5条2号該当性

本件文書1については、個人の行動記録、個人の意見（個人的な見解、偏った意見）、個人を非難する内容が全体にわたって数多く含まれており、被告がその真偽を確認することができず、それを公にすることによって被害を被る者があることが明らかに想定されるため、本件条例5条2号の非開示理由に該当する。

また、個人名のみを消したとしても、文書全体の内容や前後の文脈から、個人が特定されてしまうことが想定され、開示部分と非開示部分の区分を容易にすることは困難であり、全部非開示とすることは妥当である。

エ 本件条例5条6号該当性

本件文書1の内容が、全て真実であるという確証はなく、これを公にすることにより、損害を被る者があることも想定され、被告がその責任を負うことは困難である。この内容を類推する資料も、インターネット上のSNS（ブ

ログ、フェイスブック等）を中心に多数出回っており、本件文書1を開示することにより、行政に混乱を招き、正常な行政運営が損なわれてしまうことが明らかである。そして、本事業の執行状況等については、別件の民事訴訟においても、被告の市議会内部においても、その是非を問う議論が広くされており、上記のような内容の本件文書1を公にすることは、今後の議論を適正に遂行していく上で支障を来すことから、本件決定2には明示されていないものの、本件条例5条6号の非開示理由に該当する。

5 (原告の主張)

ア(ア) 本件決定1は、「開示しない部分」について「個人及び法人等に関する情報（印影、メールアドレス等）」としていること、北杜市長は、本件決定1に先行する非開示決定（甲A3）では本件文書1及び2は不存在であるとした処分をしていたこと、本件決定1によって本件文書1は「法人等に関する情報（本件条例5条3号ア）」に該当し本件文書2は不存在であるとして両者の非開示処分をしたとは解されないことから、北杜市長は、本件決定1において、本件文書1は公文書に該当せず、不存在であるとして、処分を行ったが、その後、「法人等に関する情報（本件条例5条3号ア）」であると処分理由を追加したものと解すべきである。

したがって、北杜市長は、本件決定1において、本件文書1が公文書ではないことを理由に開示をしなかったのであり、当該理由に基づく本件決定1は違法である。その後、被告が非開示理由の主張を追加したとしても、当初の処分理由に基づく非開示処分の適法性についての判断がされなければならない。

(イ) 被告は、本件文書1について、平成29年9月14日に八巻利博須玉総合支所長（以下「八巻支所長」という。）及び河手貴増富出張所課長補佐（以下「河手課長補佐」という。）が取得、保管し、平成30年4月に、新旧支所長のほか、他の担当職員との間でも、本件文書1を共有するに至つ

たため、公文書に転化したと主張する。

しかし、被告の主張によても、平成29年9月14日に既に2名が共用しており、平成30年4月の段階で共用者が増えたというだけであることから、公文書に該当しないとはいえない。

5 イ 本件条例5条3号ア該当性

本件文書1は、再生協議会が平成29年9月中旬頃開催した本件臨時総会で配布された資料であり、本事業を中止することになった経緯、理由についての記述が含まれ、被告が地方創生推進交付金の交付を受け、同額の市民の税金を上乗せして再生協議会に委託した本事業の中止に関わる資料であるから、およそ公にすることにより、再生協議会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが生じることは想定できず、北杜市長の非開示決定は違法である。

10 ウ 本件条例5条2号該当性

被告は、本件文書1の内容には、個人の行動記録、個人の意見（個人的な見解、偏った意見）、個人を非難する内容が全体にわたって数多く含まれているほか、事実でない内容が記載されているから、開示することができないと主張する。

しかし、本件文書1には、本事業を中止すべき理由ではなく、本事業を中止するか否かについての判断の前提となる具体的な事業遅滞の経緯及び現状報告、すなわち、被告職員らが、再生協議会に、本事業のコンサルティングについて、医療ジャーナリストである伊藤隼也（以下「伊藤」という。）を紹介したので、再生協議会は、伊藤と面会しコンサルティングのプランの提案を求めたが、それが実現しないうちに、被告職員らは、再生協議会に会計資料の提出を求め、不正を調査するようになり、再生協議会の藤原尚会長（以下「藤原会長」という。）や事務局も調査に対応せざるを得なかつたことの事実経緯が記載されており、そのほとんどは被告職員らとの打合せ内

容やその言動である。

本件文書1に個人情報が含まれるのは当然であるが、被告職員及び内田俊彦議員（以下「内田議員」という。）については本件条例5条2号ウにより、伊藤及び細田哲郎元議員（以下「細田元議員」という。）については事業を営む当該事業に関する情報であるから非開示とならない。

5

エ 本件条例5条6号該当性

本件条例5条6号は、例示する項目から被告が主張するような場合を想定しておらず、本件文書1は、適正な議会運営に必要不可欠な情報であるから、行政に混乱を招き、正常な行政運営が損なわれるおそれがあるということはない。

10

(3) 本件文書2についての非開示決定の違法性

(原告の主張)

ア 本件文書2の一部であるメール（甲B7）は、被告と再生協議会の本件事業、委託契約の処理についての協議の過程で、再生協議会の藤原会長及び八卷苗美副会長（以下「八卷副会長」という。）から、西川悠希事務局員（以下「西川」という。）が指示を受けて、Gメールのアドレスから被告職員数名に対し送信し、それに対し、河手課長補佐が、被告の業務執行として返信したものであり、公文書である。再生協議会は、メールドメインを取得していないし、再生協議会の事務担当者が業務上の連絡をするのに、再生協議会の総会等の合意を経なければ公文書ではないとはいえない。

15

イ 北杜市長は、被告では、個人用メールアドレスが一人につき1つ付与されていて、送受信されたメールは個人用メールボックスに電子データとして保存され、個人用メールボックスにアクセスすることができるのは、原則として、対応する個人用メールアドレスの付与を受けた職員のみであるとする。

20

被告のパソコン及びメールアドレスの使用状況は不明であるが、通常は個人のパソコンの持込みは禁止され、個々の職員に貸与されたパソコンを使用

25

するにあたって、被告職員ごとに業務上使用するために個人用メールアドレスの付与を受けているものと解される。

このような状況下で、業務上使用するための職員の個人用メールアドレスの付与を受け、被告の設備を利用してされる電子メールの授受について、そもそも非開示情報に該当する電子メールは考えられない。

5 (被告の主張)

本件文書2については、差出人は再生協議会ではない違う組織名の個人（西川）からのものであり、職権、職責に基づいて送信されたものではないので、再生協議会の総意による公式なメールではなく、個人的に被告担当者に一方的に送信したメールであり、被告職員が組織的に用いる共用文書として保有するものではなく、公文書とはいえない。そして、本件文書2は、西川の個人的な検討事項を記したメモに準じたものであると位置付けられる。

したがって、本件文書2は、未だ公文書ではなかったことから、「公文書を保有していないため」を理由として、非開示にした。

15 なお、被告では、メールの内容を確認し、業務上必要なものとして、被告が組織的に共用すべき内容であると認められるものは、公文書として扱っており、実際に、市民から開示請求があった場合には、非開示情報を除き開示している。

【第1事件についての本案の争点】

(4) 本件文書3についての非開示決定の違法性

20 (原告の主張)

被告では、北杜市文書管理規程16条1項で「すべて事案の処理は、文書により行うものとする。」、同条2項で「特に重要な事案を処理しようとするときは、あらかじめ決裁権限を有する者の処理方針を確認の上起案するものとする。」(甲B28)と明確に規定されている。

25 本事業は、数年間の継続を前提にして、被告は再生協議会に委託料を支払い、国から交付金を得ており、それを中止するには、被告は、内部の意思決定、

再生協議会、国、県との対応について、「事案の処理」をしなければならないから、本件文書3が存在するのは確実である。

北杜市長が本件決定1によって開示した105枚（甲A10）の内容を検討すると、本件文書3の内容に合致する公文書は、平成29年4月に被告と再生協議会が委託契約をした後、平成30年2月に作成されるまで作成されていないことになる。しかし、再生協議会が本件臨時総会を開催して本件事業の中止を決めた平成29年9月から平成30年2月までの間に頻繁に開かれたであろう被告内部の打合せ内容を全て記憶することはできないから、当然これを記載した文書は作成されているはずであり、それは開示されるべきである。

10 (被告の主張)

原告が主張する本件文書3は、本件決定1により北杜市長が開示した文書に含まれており、既に開示を行っている。

【第2事件についての本案の争点】

(5) 本件決定3及び5の違法性

15 (原告の主張)

ア 被告は、本件決定2において、本件文書1について、「公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」とし、さらに、本件訴訟において、「個人情報（本件条例5条2号）に該当する」、「行政機関の事務・事業に関する情報（本件条例5条6号）に該当する」等と処分理由を追加していたが、本件決定3及び5では、「請求人が既に当該文書を取得しており、請求者が知り得ている情報となつたことから、非開示とする理由がないため」として、本件決定2を取り消した。

また、原告が、被告が公文書の全部を開示したというのが虚偽であることを証するために、甲B27を証拠として提出すると、北杜市長は、本件決定5で、漏れた分があるとして、本件決定6によって、甲B27と同一の文書

を開示した。

イ しかし、本件決定3及び5は違法である。

(ア) 本件条例には、「請求人が既に当該文書を取得しており、請求者が知り得ている情報となった」という理由から、非開示理由のある情報を開示することを許容する規定はない。被告が非開示理由とする上記の点に、「請求人が既に当該文書を取得しており、請求者が知り得ている情報となった」ことが優先することはおよそ考えられない。

(イ) 原告に限らず誰でも、条例に基づき公文書の公開を請求して、所定の手続により請求に係る公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることを求める法律上の利益を有する。請求者が、開示請求した情報を入手しているか否かは関係がなく、被告のやり方は、請求者が訴訟を提起し、様々な方法で入手した非開示情報を証拠として提出した場合に限って、非開示処分を取り消して対人的に開示し、違法とされる判断を避けようとするものであり、情報公開制度の趣旨に真っ向から反するものである。

(ウ) 本件特有の理由として、被告は、本件決定2の非開示理由が違法であるか否かについて、裁判所が本件決定2に至る事実過程に基づいて、これを違法と判断する判決を出すことを回避するために、本件決定3及び5を違法な目的、理由に基づいて濫用的に行使している。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 地方創生推進交付金制度と本事業の概要

ア 地方創生推進交付金とは、地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的

なものを支援するものであり、地方公共団体が、地域再生法5条4項1号に基づく地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、国は、認定地方公共団体に対し、当該交付金を交付することができる。

国は、当該交付金の2分の1を認定地方公共団体に交付し、認定地方公共団体が2分の1を負担するが、地方公共団体の負担分については、地方財政措置が講じられる。

地方創生推進交付金においては、PDCAサイクルを通じて、地方公共団体が自主的に作成したKPIに基づく効果検証を実施し、KPIの達成状況については、国においても地方公共団体より報告を受け、検証を行った上で、次年度以降の交付金の交付に反映する。(甲B4)

イ 被告は、地域再生法5条4項1号に基づき、「地域再生計画」(甲A4)を作成して、地方創生推進交付金を申請したところ、当該計画においては、要旨、下記の記載があった。

(ア) 事業主体

被告

(イ) 事業が先導的であると認められる理由

本件事業は、地域の民間事業者等により組織される協議体を中心となって事業を実施することを想定しており、当該協議体が事業執行の責任を負うこととしている。

行政においては、事業全体の方針決定をし、事業運営の最終責任を負う。

(ウ) 評価の方法、時期及び体制

毎年度末、当該時点におけるKPIの達成状況を被告地方創生担当部署が取りまとめて、産官学金労言からなる被告ふるさと創生会議において施策・事業の進捗状況を報告、議論いただき、PDCAサイクルによる検証結果をまとめることとする。また、検証結果は、必要に応じて被告の総合戦略や今後の事業運営方針に反映する。

なお、検証結果については、議会に対して報告を行うほか、被告ホームページ及び広報誌においても公表を行う。

ウ 本件事業は、平成28年8月2日、平成28年度第1回の地方創生推進交付金の交付対象事業に決定され、上記地域再生計画が認定された（争いがない。）。

エ 被告は、再生協議会に対し、本件事業を委託し、平成28年度の委託料として、被告から再生協議会に対し、1054万7948円が支払われた（争いがない。）。

(2) 再生協議会では、平成29年2月17日、臨時総会が開催され、健康科学大学との連携、平成28年度の本件事業の進捗及び再生協議会の今後の活動等について話し合われた（甲B5）。

(3) 本件事業は、平成29年度も継続事業とされ、同年4月26日、被告と再生協議会の間で委託契約書（甲A5）が締結され、被告は、再生協議会に本件事業を委託した。その内容は、次のとおりである。

ア 1条（委託の目的）

委託者は、受託者に対し、次のとおり委託事業の実施を委託する。

(1) 事業名

地域創生推進交付金事業

(2) 委託名

ラジウム温泉の活用による“癒し”“交流”“健康”促進事業業務委託

(3) 委託事業の履行期間

契約締結日から平成30年3月31日

イ 3条（委託料）

委託料は、3519万8000円（税込み）とする。

なお、委託料は、再生協議会が実際に本件事業を実施し、様々な支出がされた後に被告から再生協議会に支払われるのが原則であり、その半額について、

国から被告に対し、地方創生推進交付金が支給される（争いがない。）。

(4)ア 被告は、同年6月頃、再生協議会に医療ジャーナリストの伊藤を紹介した（争いがない。）。

イ 同年6月から同年9月5日にかけて、被告の宮川勇人地域課長（以下「宮川地域課長」という。）、石井悠久総務部次長（以下「石井次長」という。）、清水政策秘書課課長、清水賢一地域課リーダー（以下「清水リーダー」という。）、八巻支所長及び河手課長補佐らと再生協議会の藤原会長、事務局職員の西川及び山田修（以下「山田」という。）との間で、本件事業やその会計に関する打合せが度々行われた（甲B9）。

ウ 被告は、同年7月20日頃から同年9月5日にかけて、再生協議会における平成28年度の本件事業の会計資料について、会計資料の確認や聞き取り調査を行った（甲B9）。

エ 同年8月28日付けの住民監査請求書によって、被告の監査委員に対し、本件事業の平成28年度の支出状況に関する監査請求が行われた（甲B6）。

(5) 再生協議会の本件臨時総会が、平成29年9月14日開催され、被告から八巻支所長及び河手課長補佐が出席した。本件臨時総会では、「平成29年度第3回臨時総会資料」（甲B9）が配布された上で、事業遅滞の経緯ならびに現状報告がなされた後、再生協議会の役員から、本件事業を中止するとの提案がされたが、延長審議とされた。「平成29年度第3回臨時総会資料」の内容は、次のとおりである。

ア 本件臨時総会での式次第が記載され、本件臨時総会における議事は、「①事業遅滞の経緯ならびに現状報告、②事業の今後について、③その他」とされていた。

イ 事業遅滞の経緯として、「平成29年5月23日の第2回定期総会にて、事業案ならびに予算案の承認をいただき、平成29年度の事業を進めてまいりましたが、6月末ごろより事業が遅滞、現在に至っています。」、遅滞事由

として、「平成28年度の本事業について、会計報告に不備があるとして当協議会会长ならびに第三者による指摘があり、事務局の立場及び進退の保留、北杜市役所による調査が行われていたため。」との記載がある。

ウ 経過として、平成29年6月15日から同年9月5日までの再生協議会に関する動きが時系列に沿って記載されている。その要旨としては、同年6月頃に、伊藤が再生協議会の外部アドバイザーとして関与するという話があり、そのためには、理事会の決議及び場合によっては総会で承認を得る必要があることが確認された。その後、同年7月7日に、藤原会長から、事務局に対し、平成28年度の会計資料などを提出するよう要請があり、その後も会計についてのやり取りが続き、最終的には、平成29年9月5日に理事会が開催され、会計の経緯と今後の事業について、早急に総会を開いて報告をするという結論に至ったことが記載されている。

当該経過の記載として、被告の職員と再生協議会の藤原会長又は事務局との打合せの内容やその出席者、当該打合せや電話における伊藤、藤原会長、再生協議会の八巻副会長、宮川地域課長、石井次長、細田元議員らの発言について記載されている。

(6) 再生協議会の本件臨時総会の延長審議が、同年9月19日開催され、被告から八巻支所長及び河手課長補佐が出席した。当該総会において、本事業が中止することが決定された（甲B25・22頁）。

(7) 藤原会長は、同月20日、被告の宮川地域課長と面会し、本事業中止の決定を伝えた（争いがない。）。

(8) 上記(6)の臨時総会に出席した八巻支所長及び河手課長補佐が、同月21日、菊原忍副市長（以下「菊原副市長」という。）、宮川地域課長及び石井次長に対し、本件臨時総会の内容報告として、増富再生事業中止の決定を伝え、協議をした（争いがない。）。

(9) 再生協議会では、同年10月26日、被告から菊原副市長、八巻支所長、石

井次長、河手課長補佐及び清水リーダーが参加し、理事会が開催され、再生協議会の八巻副会長から、本件事業中止の決定をしたことの経緯及び理由が説明された（甲B19）。

10 (10)ア 山梨放送は、平成29年12月15日、YBSワイドニュースという番組において、平成28年度から本件事業を受託している再生協議会内で不正があつたこと、再生協議会は、平成29年9月に、本件事業の中止を決めたことなどを報道した（甲A7）。

イ 被告は、同年12月18日、「山梨放送の報道に係る事実関係等について」と題する文書を作成したところ、当該文書には、当該報道内容に係る事実関係として、本件事業の中止に関する部分は、現在、被告において、交付金事業としては中止すること等を含め、対応方針等を関係者と協議中である旨、被告の見解として、今後の本件事業の取扱いについては、別途、国と調整する旨の記載があった（甲A7）。

15 (11) 被告においては、平成29年12月5日から同月21日まで、平成29年第4回北杜市議会定例会が開催された。原告は、同会において、本件事業が中止された原因等について質問したところ、石井次長は、国や県との調整も行っているなどの答弁をした。（甲B15の1）

(12) 再生協議会では、平成30年2月19日、理事会が開催された（甲B20）。

20 (13) 再生協議会の事務局員である西川が、同月20日、別紙「本件文書2の内容」記載1のとおり、被告職員に対し、メールを送信した（甲B7の1）。その後、石井次長から、西川に対し、別紙「本件文書2の内容」記載2のとおり、メールの返信がされた（甲B27の1）。

(14) 被告と再生協議会との間で、同月22日、平成29年4月26日に締結した本件事業に関する委託契約を解除する旨の「契約解除の合意書」が締結された（甲A8、9）。

(15) 西川は、平成30年2月25日、石井次長に対し、別紙「本件文書2の内容」

記載3のとおり、メールを送信した（甲B7の2の1）。そのメールには、「契約解除の合意書に係る覚書」と題するファイルが添付されていた（甲B7の2の2）。

- 5 (16) 清水リーダー（メールの署名は河手課長補佐）は、同月26日、西川に対し、別紙「本件文書2の内容」記載4のとおり、上記¹⁵のメールに返信した（甲B7の3、27の2）。
- (17) 西川は、同月27日、清水リーダー及び河手課長補佐に対し、別紙「本件文書2の内容」記載5のとおり、メールを送信した（甲B27の2）。
- 10 (18) 被告では、同年3月、平成30年第1回北杜市議会定例会が開催され、本件事業に対する交付金をゼロとする減額を盛り込んだ補正予算が可決された（争いがない。）。
- (19) 本件決定1により北杜市長が開示した文書の内容
本件決定1により北杜市長が開示した文書（合計105枚）の内容は、以下のとおりである（甲A10）。
- 15 ア 平成30年2月22日付け本件事業に関する委託契約を解除する「契約解除の合意書」（1枚目）
イ 同日付け本件事業の平成29年度の委託料を0円に変更する「平成29年度（現年）支出負担行為変更書（委託）」（2枚目）及び上記ア「契約解除の合意書」（案）（3枚目）
ウ 同月19日付け本件事業の平成29年度の委託料を0円に変更する「平成29年度（現年）変更契約伺書（委託）（随意契約用）」（4枚目）、別紙として本件事業に関する委託契約を解除する旨の書面（5枚目から7枚目まで）及び委託料の増減等を記載した書面（8枚目から22枚目まで）
エ 同月14日付け本件事業に関する委託契約を解除すること並びに合意書の作成及び取り交わしについての起案用紙（23枚目から26枚目まで）
オ 同年3月30日付け地方創生推進交付金実績報告書（平成29年度分）の

提出についての起案用紙（27枚目から45枚目まで）

カ 同年2月22日付け本件事業の平成29年度の委託料を0円に変更する

「平成29年度（現年）支出負担行為変更書（委託）」（46枚目）及び上記
ア「契約解除の合意書」（案）（47枚目）

5 キ 同月19日付け本件事業の平成29年度の委託料を0円に変更する「平成

29年度（現年）変更契約伺書（委託）（随意契約用）」（48枚目），別紙として本件事業に関する委託契約を解除する旨の書面（49枚目から51枚目まで）及び委託料の増減等を記載した書面（52枚目から56枚目まで）

ク 平成29年4月26日付け本件事業の委託料を3519万8000円とする「平成29年度（現年）支出負担行為書（委託）」（57枚目）

ケ 同月14日付け本件事業の委託料を3519万8000円とする「平成29年度（現年）予算執行伺書（委託）（随意契約用）」（58，59枚目）

コ 平成30年3月7日付け本件事業の中止（短縮）に伴う内閣府地方創生推進室への資料の提出についての起案用紙（60枚目から63枚目まで）

15 サ 同月13日から同年4月4日まで北杜市役所総務部地域課ふるさと創生担当と山梨県総務部市町村課地域振興担当との間の地方創生推進交付金実績報告についてのメール（64枚目から68枚目まで）

シ 平成29年12月18日付け「山梨放送の報道に係る事実関係等について」（69，70枚目）

20 ス 同日から平成30年3月16日まで本件事業の委託を止めることについての北杜市役所総務部地域課と内閣府地方創生推進事務局などとの間のメール（71枚目から105枚目まで）

【第2事件についての本案前の争点に対する判断】

2 争点(1)（本件決定2の取消請求の適法性）について

25 (1)ア 上記前提事実(5)及び(7)のとおり，原告は，北杜市長に対し，本件条例に基づき，本件文書1及び2の開示を請求したところ，北杜市長は，本件決定2

において本件文書1及び2を非開示としたが、本件決定2は、本件決定3によって取り消された上で、北杜市長は、原告に対し、本件決定4によって本件文書1及び2を開示して、その対象文書の写しを交付し、また、本件決定5によって、本件決定4の2を取り消して、本件決定6によって、本件決定4の2で漏れた本件文書2に係る公文書を追加して開示し、その対象文書の写しを交付したことが認められる。

イ 上記前提事実(2)アの本件条例の定めに照らせば、本件条例に基づく公開請求権者は、本件条例に基づき公文書の公開を請求して、所定の手続により請求に係る公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることを求める法律上の利益を有するというべきである（最高裁平成14年2月28日第一小法廷判決・民集56巻2号467頁参照）。

そうすると、原告は、本件条例の定める所定の手続により、本件文書1及び2の開示を請求したところ、これらを非開示とした本件決定2が本件決定3によって取り消された上で、本件決定4及び6により、本件文書1及び2の写しの交付を受けたのであるから、原告が開示を請求した公文書は、本件条例の定める所定の手続によって開示されたと認めるのが相当であり、原告の本件条例の所定の手続により開示請求に係る公文書の写しの交付を受けることを求める法律上の利益は充足されたといえる。

したがって、原告の本件決定2の取消しを求める訴えの利益は消滅したというべきである。

(2) 原告は、被告が本件決定2において非開示理由としていた点についての誤りを認めたものではないから、訴えの利益が存続していると主張する。

しかし、上記のとおり、原告が本件条例に関して有する法律上の利益は、本件条例に基づき公文書の開示を請求して、所定の手続により請求に係る公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることを求めるというものであることからすれば、原告による本件決定2の取消しを求める訴えの利益の有無については、

あくまで開示を請求する公文書が本件条例の定める所定の手続によって開示されたか否かによって判断されるべきものであって、当該文書が開示されるに至った経緯において、当初に非開示とされた理由やその後の開示決定の理由そのものによって判断されるべきものではないと解するのが相当である。

5 よって、原告の上記主張は、採用することができない。

- (3) したがって、原告の本件決定2の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠き、不適法である。

3 本件決定3及び5の取消請求の適法性について（職権による検討）

- (1) 第2事件における本件決定3及び5の取消請求の適法性についても検討する。

上記2(1)で判示したとおり、原告が本件条例に関して有する法律上の利益は、本件条例に基づき公文書の開示を請求して、所定の手続により請求に係る公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることを求めるというものである。

そして、本件決定3は、原告の本件文書1及び2の開示請求に対してこれらを非開示とした本件決定2を取り消すものであり、本件決定5は、本件決定4の2を取り消すものであるが、上記のとおり、原告は、本件決定4及び6により、本件文書1及び2の写しの交付を受けており、原告が開示を請求した公文書は、本件条例の定める所定の手続によって開示されたと認められる。そうすると、原告の有する上記の法律上の利益の内容に照らして、北杜市長が、当該開示に係る過程において、過去の処分を取り消した本件決定3及び5の取消しを求める訴えの利益は存在しないというべきである。

- (2) 原告は、上記第1の2（争点及び争点に関する当事者の主張）(5)（原告の主張）において、本件決定3及び5について、要旨、①北杜市長が本件決定3及び5をした理由につき、本件条例には、非開示理由のある情報を開示することを許容する規定はないこと、②北杜市長の開示の仕方は対人的に開示し、裁判所による違法判断を避けようとするものであることなどを違法事由として主

張する。

しかし、上記のとおり、原告による本件条例における開示に関する処分の取消しを求める訴えの利益の有無については、あくまで開示を請求する公文書が本件条例の定める所定の手続によって開示されたか否かによって判断されるべきものであって、当該文書が開示されるに至った経緯において、当初に非開示とされた理由やその後の開示決定の理由そのものによって判断されるべきものではないから、原告の上記主張は、原告に本件決定3及び5の取消しを求める訴えの利益が存在しないとの結論を左右するものではない。

(3) したがって、原告の本件決定3及び5の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠き、不適法である。

4 第2事件の訴えについて

(1) 以上によれば、第2事件の本件決定2、3及び5の取消請求に係る訴えは、訴えの利益を欠くから、不適法として却下すべきである。

(2) また、本件決定2に係る義務付けの訴えは、上記(1)のとおり、本件決定2の取消しが訴えの利益を欠き認められることから、不適法として却下すべきである（行政事件訴訟法37条の3第1項2号参照）。

【第1事件についての本案の争点に対する判断】

5 争点(2)（本件文書1についての非開示決定の違法性）について

(1)ア 本件決定1は、上記前提事実(3)のとおり、公文書の名称を「平成29年度の増富地方創生推進交付金事業について、市が作成または取得して保有している、増富地域再生協議会、市、県及び国に係わる、当該事業中止に至る経緯や理由及びこれに関連する事項が記載されている文書（メールを含む）」とした開示請求に対し、公文書の一部（105枚）を開示するとともに、「個人及び法人等に関する情報（印影、メールアドレス等）」については、個人及び法人等に関する情報であって、公にすることにより、個人又は法人等の権利利益等を害するおそれがあることを理由に本件条例5条2号及び3号ア

に該当するとした一部開示決定である。

そして、本件決定1は、平成30年4月25日にされたところ、被告の主張を前提としても、平成30年度になり、被告において須玉総合支所長の人事異動があり、文書の引継ぎをする過程で、新旧所長のほか、他の担当職員の間でも本件文書1を組織的に共用することになったというのであるから（上記第2の1（争点及び争点に関する当事者の主張）(2)（被告の主張）ア）、本件決定1がされた時点では、本件文書1は組織的に共用しており、「公文書」に該当するものである。

イ　原告は、被告が、本件決定1において、本件文書1が公文書ではないことを理由に開示をしなかったとして、当該理由に基づく本件決定1は違法であると主張する。

しかし、上記のとおりの本件決定1における非開示理由の記載に照らしても、被告が、当時、本件文書1が公文書ではないと判断した結果、本件文書1を開示しなかったとは直ちに認められず、原告の主張は採用することができない。

（2）本件条例5条2号該当性

ア　被告は、本件文書1は、個人の行動記録、個人の意見（個人的な見解、偏った意見）及び個人を非難する内容が全体にわたって数多く含まれているものであり、被告がその真偽を確認することができず、それを公にすることによって被害を被る者があることが明らかに想定されると主張する。

イ　本件条例5条2号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示事由として定める。

しかし、本件文書1のうち、被告職員及び内田議員に関わる部分は、地方公務員法2条の地方公務員に該当し、その職務の遂行に係る情報であり（本件条例5条2号ウ）、伊藤に関わる部分は、事業を営む者でありその事業に

関する情報であることから（弁論の全趣旨），そもそも本件条例5条2号によつて非開示とされる個人に関する情報に該当しない。そして，北杜市長は，本件文書1のうち，特定の個人が識別できる部分を何ら特定することなく，本件文書1全体を非開示としているところ，上記認定事実(5)のとおりの本件文書1の内容に照らせば，本件文書1全てが特定の個人を識別できる個人情報であると認めることはできない。

なお，被告は，個人名のみを消したとしても，文書全体の内容や前後の文脈から，個人が特定されてしまうことが想定され，開示部分と非開示部分の区分を容易にすることは困難であり，全部非開示とすることは妥当であると主張するが，本件文書1の内容に照らして，本件文書1全体を非開示としなければ，個人が識別されると認めることはできない。

ウ 上記認定事実(5)のとおり，本件文書1は，再生協議会の動き等が時系列に沿つて記載されているものであつて，再生協議会の関係者の氏名やその対応，発言内容等を含むとしても，本件文書1を公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

エ したがつて，本件文書1が，本件条例5条2号に該当するとはいはず，被告の上記主張は，採用することができない。

(3) 本件条例5条3号ア該当性

ア 被告は，本件文書1は，再生協議会内部で発生している問題に関する内容として，通常，他人に知られたくない個人情報であり，また，再生協議会の関係者が，別件の民事訴訟において争つている中において，これを公にすることにより，再生協議会の権利利益等を害するおそれがあると主張する。

イ 本件条例5条3号アは，法人等に関する情報であつて，公にすることにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非開示事由として定めるところ，同条本文が，公開請求に係る公文書を原則として公開しなければならない旨を定めることなどに照らすと，上

記の非公開情報に該当するといえるためには、情報の公開により、当該法人等の権利又は正当な利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であると解するのが相当である。

本件文書1には、上記認定事実(5)のとおり、再生協議会の藤原会長や事務局の動きや被告の職員の対応や打合せ、発言内容等が時系列に沿って記載されている。しかし、関係者の発言が記載されているとしても、詳細に記載されているとまではいえず、また、再生協議会内部の問題が含まれるとしても、再生協議会は、被告の作成した増富地域再生計画に基づく本事業を被告から受託しており、本件文書1は、本事業に関する時系列を記載したものであるから、本件文書1に再生協議会内部の他人に知られたくない個人情報が記載されているとはいえる、また、情報の公開により、再生協議会の何らかの権利又は正当な利益を害するおそれがあるとも認め難い。

ウ したがって、本件文書1が、条例5条3号アに該当するとはいえる、被告の上記主張は、採用することができない。

(4) 本件条例5条6号該当性

ア 被告は、本件文書1の内容を類推する資料が、SNSを中心に多数出回っており、本件文書1を開示することにより、行政に混乱を招き、正常な行政運営が損なわれてしまうことが明らかであり、また、本事業の執行状況等については、別件の民事訴訟においても、被告の市議会内部においても、その是非を問う議論が広くされており、上記のような内容の本件文書1を公にすることは、今後の議論を適正に遂行していく上で支障を来すため、条例5条6号に該当すると主張する。

イ 本件条例5条6号の規定の構造に加え、同条本文が、公開請求に係る公文書を原則として公開しなければならない旨を定めることなどに照らすと、同号柱書が定める被告の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについては、単に被告において当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあ

あると判断するだけでは足りず、事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれが客観的に認められが必要であると解するのが相当である。

しかし、被告の主張するように、本件文書1の内容を類推する資料が出回っているというのであれば、本件文書1を開示することにより、それらの信憑性は明らかになるといえるから、被告の事務の適切な遂行に実質的又は具体的な支障が生ずるということは考え難い。また、本事業は、被告の作成した地域再生計画に基づいて被告からの交付金の交付を受けて行われたものであることから、本事業の執行状況等について、別件の民事訴訟や被告の市議会内部においても、その是非を問う議論が広くされている状況において、その経過をまとめた本件文書1の開示は、本条例1条の目的である市民の的確な理解と批判に資するものでこそあれ、被告の主張するように今後の議論を適正に遂行していく上で支障を来すとは認められない。そして、他に被告の事務の適切な遂行に支障が生ずるおそれが客観的に認められるとはいえない。

ウ したがって、本件文書1が、本条例5条6号に該当するとはいはず、被告の上記主張は、採用することができない。

(5) 以上によれば、被告が主張する非開示事由はいずれも認めることができないから、本件決定1によって、本件文書1を開示しなかったことは違法である。

6 爭点(3)（本件文書2についての非開示決定の違法性）について

(1) 被告は、本件文書2について、差出人が個人である西川であることから、個人的に西川が一方的に送信したメールであり、また、西川の個人的な検討事項を記したメモに準じたものであるから、公文書には該当しないと主張する。

(2)ア 本件条例2条2項は、同条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう旨規定する。そして、上記の「組織的に用いるもの」

とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものをいうと解される。

5 イ 本件文書2の内容は、別紙「本件文書2の内容」記載のとおりであるが、いずれのメールについても、西川と被告職員との間で送受信がされるとともに、複数の被告職員が受信者又は同報先（C C）とされており、上記認定事実(4)によれば、これらの宛先となった被告職員は、被告において、本件事業を担当していたと認められる。これらのメールのやりとりがされた時期は、
10 再生協議会の理事会が開催され、被告が本件事業への委託料の支払を止めようとしていた時期であることから、西川からのメールの名宛人である被告職員を超えて被告内部で本件事業及び委託契約について検討しなければならなかったと考えられ、複数の被告職員によって、本件文書2の内容について検討されたことは容易に推認できる。また、メール本文の内容については、本件事業の中止に際しての覚書の作成や契約解除の合意書等についての再生協議会と被告との間の意見の交換であると認められ、西川からのメールの内容は、西川のメモにすぎないとか、個人的な意見・考えにとどまるということはできない。

20 そうすると、本件文書2は、被告の職員が職務上作成し、又は取得したメールであって、被告において、業務上必要なものとして、利用又は保存されていると認められるから、「公文書」に該当し、被告の上記主張は、採用することができない。

(3) したがって、北杜市長が、本件文書2を「公文書」に該当せず、本件文書2を保有していないとした本件決定2は違法である。

25 7 爭点(4)（本件文書3についての非開示決定の違法性）について

(1) 原告は、北杜市長が本件決定1によって開示した105枚（甲A10）の内

容を検討すると、本件文書3の内容に合致する公文書は、平成29年4月に被告と再生協議会が委託契約をした後、平成30年2月に作成されるまで作成されていないことになるが、本件事業は、数年間の継続を前提にして、被告は再生協議会に委託料を支払い、国から交付金を得ており、それを中止するには、被告は、内部の意思決定、再生協議会、国、県との対応について、「事案の処理」をしなければならず、平成29年9月から平成30年2月までの間に頻繁に開かれたであろう被告内部の打合せ内容を記載した文書は作成されているとして、本件文書3の存在を主張する。これに対し、被告は、原告が主張する本件文書3は、本件決定1において、既に全て開示しているので、開示すべき情報は存在しないと主張する。

(2) 上記認定事実(19)によれば、被告が本件決定1によって開示した文書は、①被告が、平成29年4月26日に、再生協議会に委託料3519万8000円で本件事業を委託したことに関する文書、②同年12月18日付けの山梨放送の報道に関する対外発表文書、③同日から平成30年3月16日までの本件事業の委託を止めることについての被告と内閣府との間のメール及び内閣府に提出する資料に関する文書、④同年2月22日付けの本件事業に関する委託契約を解除する合意書に関する文書、⑤同年3月30日付けの地方創生推進交付金実績報告書の提出についての文書であることが認められる。

しかし、被告においては、総務部次長、地域課長、政策秘書課長らが、再生協議会と打合せを重ねながら、平成29年7月以降、再生協議会の平成28年度の本件事業の会計に関して調査を行っていたところ、同年8月には住民監査請求がされ、平成29年9月19日に再生協議会の臨時総会において、本件事業が中止されたこと、同年12月には、山梨放送の報道や北杜市議会における質問に対し、被告は、本件事業の中止について、関係者と対応方針を協議するとともに、国や県とも調整を図るなどの答弁又は対外発表を行い、同日以降、国との間で本件事業の中止に関するメールでの連絡が行われた後、平成30年

2月22日に北杜市長と藤原会長との間で本件事業に関する委託契約を解除する「契約解除の合意書」が締結されたことが認められる。

これらの事情に加え、上記北杜市文書管理規程（前提事実(2)イ）のとおり、被告においては、全て事案の処理は文書によるものとし、特に重要な事案の場合には、あらかじめ決裁権者の処理方針を確認する必要があることにも照らすと、被告において、被告の作成した地域再生計画に基づき、国からの半額の交付金も含めた3000万円を超える委託料で被告が委託した本件事業の中止について、何ら文書等を作成せずに対応方針等の検討を行い、契約解除の合意書締結に関する文書の起案を行ったとは到底考え難く、事実関係を報告する又は対応方針等を検討する文書が作成されたとみるのが相当である。

(3) そうすると、本件文書3については、開示されていない文書が存在すると認められるから、本件文書3を非開示とすることは違法である。

8 以上によれば、本件文書1ないし3を開示しなかった本件決定1は違法であるから、本件決定1の取消しを求める原告の請求は理由がある。

9 本件文書1ないし3の開示の義務付けについて

(1) 上記8のとおり、本件文書1ないし3を開示しなかった本件決定1は取り消されるべきものであるから、行政事件訴訟法37条の3第1項2号の要件に該当する。

(2) 本件文書1及び2については、北杜市長が原告に対し開示する旨の決定をすべきことは、本件条例の規定上、明らかであるから、その開示の義務付けを求める原告の請求は、行政事件訴訟法37条の3第5項に照らして理由があるといえる。

(3) 本件文書3については、文書の記載内容が明らかではないが、被告が、本件条例5条の定める非開示理由に該当する情報が含まれているとの主張をしていないこと、本件決定1により開示された文書並びに本件文書1及び2の内容に照らすと、本件文書3に非開示理由に該当する情報が含まれている可能性は

低いと考えられることなどからすると、本件文書3の開示の義務付けを求める原告の請求も理由があるというべきである。

第4 結論

以上によれば、原告の第1事件に係る請求は、いずれも理由があるからこれを認容し、第2事件の訴えは不適法であるからこれを却下する。
5

甲府地方裁判所民事部

裁判長裁判官

鈴木順子

10
裁判官

園田稔

裁判官

小澤亮

15

(別紙)

目録 1

- 1 平成29年9月中旬開催の増富地域再生協議会の臨時総会資料
- 2 平成30年2月頃、増富地域再生協議会の西川事務局員と北杜市職員の間で授受された増富地域地方創生推進交付金事業の委託契約解除にかかるメール。その他、同協議会の会長、理事、事務局員等と北杜市職員の間で授受された上記委託契約解除にかかるすべてのメール
- 3 増富地方創生推進交付金事業の中止に関し、北杜市と、増富地域再生協議会、国、県との対応について報告、協議、決定した北杜市文書管理規程16条1項及び2項により作成された文書

以上

(別紙)

目録 2

- 1 平成 29 年 9 月中旬開催の増富地域再生協議会の臨時総会資料
- 2 平成 30 年 2 月頃、増富地域再生協議会の西川事務局員と北杜市職員の間で授受
された増富地域地方創生推進交付金事業の委託契約解除にかかるメール。その他、
同協議会の会長、理事、事務局員等と北杜市職員の間で授受された上記委託契約解
除にかかるすべてのメール

以上

(別紙)

本件文書 2 の内容

1 平成30年2月20日午前11時40分 (甲B7の1)

(1) 送信者 西川

5 (2) 受信者 石井次長, 宮川地域課長, 河手課長補佐, 清水リーダー

CC 山田, 藤原会長

(3) 件名 「増富の西川です。昨日, 増富地域再生協議会の理事会を開催しました。」

10 (4) 内容 「昨日, 2月19日に再生協議会の理事会を開催し, 委託料の請求について協議いたしました。その内容について本メールにて報告させて頂きます。」

「委託料については請求しないという方向で意見はまとまりました。ただし, いくつか, 当協議会から条件を提示させて頂きたく存じます。その条件を提示した覚書を作成, 双方で署名・捺印し, 今回の騒動について一旦の決着をつけたいというのが, 当協議会の意向です。」

15 「今回の事業中止の原因是, 内田氏と細田氏の必要以上の介入です。事実は一つ。その事実を協議会は曲げるつもりはございません。」

「増富側はこの事業を続けたかった。3年間, 国から頂いたチャンスをフルに活用し, 増富の再生のためにあらゆることをするつもりをしていました。いくつか事業を起こし, それを若い世代に主体的にやっていただくことで, 雇用も生み出そうと計画を立てていました。」

20 「それがこんな形で事業を中止せざるを得ないという結論に至ったことは, 本当に本当に, 悔しくて仕方がない。昨日の理事会でもそういう意見が出ました。市としても, そのことを真摯に受け止めていただきたい。」

25 「条件につきましては, 改めて覚書の一案として当方よりご提案差し

上げます。条件を呑んでいただけるのであれば、委託料の請求はいたしません。条件を呑んでいただけないのであれば、再度、理事会を開催し、対応を検討させていただくことになります。先般2月16日の会議の場で、高橋総務部長からいただいた1週間以内にはなんらかの回答をというご要望については重々承知、できるだけ早急に覚書の案を提案させて頂きます。」

2 同日午後12時45分（甲B27の1）

(1) 送信者 石井次長

(2) 受信者 西川

10 CC 宮川地域課長、河手課長補佐、清水リーダー、山田、藤原会長、八巻支所長、清水博樹、高橋一成

(3) 件名 「Re : 【インターネット系】増富の西川です。昨日、増富地域再生協議会の理事会を開催しました。」

15 (4) 内容 「市として、以下の点について、昨晩の理事会で協議会の決定をしたと理解しましたので、再度のご連絡お待ちします。

- ・ 協議会からの委託料の請求はしないこと（併せて契約を解除すること）
- ・ それに当たっては、協議会と市の間で覚書を結びたいこと。
- ・ 協議会としての覚書の案については、近日中に市に提示すること。
- ・ 協議会の覚書案について、市の同意が得られないのであれば、再度理事会を開催し、協議会として対応を検討すること。」

3 同月25日午後10時55分（甲B7の2の1）

(1) 送信者 西川

(2) 受信者 石井次長

25 CC 宮川地域課長、清水リーダー、河手課長補佐、山田、藤原会長

(3) 件名 「増富の西川です。倉庫に関する返金の手続きならびに契約解除の合

意書の覚書について。」

(4) 内容 「さて、掲題の件につきまして、連絡させていただきました。以下、ご確認ください。」

「1、倉庫の誤発注について

返金の手続きを進めたいと考えています。

詳細の手続き方法、返金方法などご指示ください。

金額につきましては先日、2月16日に本庁にお邪魔させていただいた際にご指摘いただいた書面に記載のある金額、つまり38万9000円を返金させていただきます。」

「2、契約解除の合意書の覚書について

先日の理事会にて、八巻須玉支所長、河手増富出張所長に契約解除の合意書を提出させていただきました。

その際はあくまで合意書のみの締結だったと聞いております。

協議会より提出させていただいた契約解除の合意書の内容については、覚書とし、市役所に提出するようにと役員より指示を受けまして本メールにて添付、提出いたします。」

「詳細につきましてご確認いただき、ご承認いただき、覚書につきましても合意書と同様、2通作成しそれぞれ1通ずつ保管したく存じ上げます。」

20 (5) 添付 契約解除の合意書に係る覚書（甲B7の2の2）

4 同月26日午後12時39分（甲B7の3、27の2）

(1) 送信者 清水リーダー（署名は河手課長補佐）

(2) 受信者 西川

(3) 件名 「Re: 【インターネット系】増富の西川です。倉庫に関する返金の手続きならびに契約解除の合意書の覚書について。」

25 (4) 内容 「1については、後日指示いたします。」

5

「2についての、契約解除の合意書の覚書ですが、先日の理事会では合意書のみで、別に覚書を交わすと言う話はありませんでした。また会長にも確認しましたが聞いていないとのことです。市としては先日の合意書のみで、現時点では覚書を取り交わすことは考えておりません。。。」

5 同月27日午前8時58分（甲B27の2）

(1) 送信者 西川

(2) 受信者 清水リーダー、河手課長補佐

CC 山田

10 (3) 件名 「増富の西川です。」

(4) 内容 「先日の理事会では合意書のみで、別に覚書を交わすと言う話はありませんでした。また会長にも確認しましたが聞いていないとのことです。市としては先日の合意書のみで、現時点では覚書を取り交わすことは考えておりません。。

15 副会長よりご指示いただいたて送付させていただきました。

先日、当方より提出した合意書についても市がお持ち帰りになられたと聞いています。当方で確認をいたします。」

20

「それにしても・・・、いろいろと市役所からご指示いただいたて、素直に対応をさせていただいてきたつもりでした。こういう現金出納簿を作れというご指示を市から頂戴して実際に作成、提出をしたのに、まだ提出されていないというようなそういうことを市の皆さんにされたとしても、倉庫の中身を勝手に見せてしまったとしても、それでも私は市のみなさんと一緒に戦っているつもりでした。」

25

「1月に入り、会計書類の写しの提出を拒んだのは、提出をすればまた市のみなさんもエンドレスの戦いに入ってしまうだろうから、正当な理由で協議会として拒否すればみなさんにとっても市議たちへの

説明ができてよいだろうと判断したからです。

「今回の事実を公表したいと何度も考えながら、思いとどまってここまできたのは、市の立場やみなさんのこととも考えたから。」

「市のみなさんは、なんのためにお仕事をされておられるんですか？」

5 誰の顔を見てお仕事されておられるんですか？」

「でも今でも、少なくとも現場で、私たちの本当にものすごく身近なところでいらっしゃった補佐と賢一さんだけは心の片隅で増富のことを思ってくれているんじゃないかなと、そうであってもらいたいと思っています。」

これは正本である。

令和2年3月3日

甲府地方裁判所民事部

裁判所書記官 武 良 厚

